

令和 8 年 3 月 4 日

# 第 1 回 笠松町 議会 定例会 議案

## 目 次

- 第 1 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分の承認について
- 第 2 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）の専決処分の承認について
- 第 3 号議案 教育長の任命同意について
- 第 4 号議案 笠松町光未来振興基金条例について
- 第 5 号議案 笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 第 6 号議案 笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 号議案 笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 9 号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 号議案 笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 12 号議案 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約の締結について
- 第 13 号議案 町道の路線認定について
- 第 14 号議案 令和 7 年度一般会計補正予算（第 10 号）について
- 第 15 号議案 令和 7 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 16 号議案 令和 7 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 17 号議案 令和 8 年度笠松町一般会計予算について
- 第 18 号議案 令和 8 年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 第 19 号議案 令和 8 年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 20 号議案 令和 8 年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 第 21 号議案 令和 8 年度笠松町水道事業会計予算について

第 22 号議案 令和 8 年度笠松町下水道事業会計予算について  
一 般 質 問

## 第 1 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

### 記

1 令和 8 年 1 月 23 日 専 決

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 4 号）

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）

令和8年1月23日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

# 令和7年度笠松町一般会計補正予算書

## 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）

令和7年度笠松町の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,496,741千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専決

笠松町長 古田 聖人

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	(単位：千円)	款	項	補正前の額	補正額	計
15 県		支 出 金		759,699	7,490	767,189
			3 委 託 金	55,918	7,490	63,408
18 繰 入		金		392,221	1,568	393,789
			2 基 金 繰 入 金	369,017	1,568	370,585
歳 入		合 計		9,487,683	9,058	9,496,741

(歳出)	(単位：千円)	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務		費		1,526,933	9,058	1,535,991
			5 選 挙 費	13,121	9,058	22,179
歳 出		合 計		9,487,683	9,058	9,496,741

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	55,797	7,490	63,287	3 選挙費委託金	7,490	衆議院議員総選挙委託金
計	55,918	7,490	63,408			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	58,579	1,568	60,147	1 財政調整基金繰入	1,568	財政調整基金繰入
計	369,017	1,568	370,585			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明							
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額								
										町債	その他					
1 選挙管理委員会費	714	130	844			130	1 報酬	130 委員報酬								
4 衆議院議員総選挙費		8,928	8,928	7,490	1,438		1 報酬	471	投票管理者等報酬							
							3 職員手当等	4,072	時間外勤務手当							
							7 報償費	45	管理職員特別勤務手当							
							10 需用費	622	報償金	30						
									ボスター掲示場設置謝礼	15						
															消耗品費	140
															食糧費	154
								印刷製本費	328							
								11 役務費	1,320	通信運搬費						
								12 委託料	1,886	公営ボスター掲示場設置管理及び撤去委託料						
										476						
										687	選挙公報配布業務委託料					
										332	情報センター委託料					
										391	投票用紙読取分類機設置委託料					
										83	個人演説会場借上料					
計	13,121	9,058	22,179	7,490		1,568	17 備品購入費	429	庁用器具費							

## 第 2 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

### 記

1 令和 8 年 2 月 2 日 専 決

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）

令和 8 年 2 月 2 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町一般会計補正予算書

令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）

令和7年度笠松町の一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,503,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月2日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	金	393,789	36	393,825
	2 基金繰入金	370,585	36	370,621
20 諸収入		87,224	7,060	94,284
	5 雑入	72,573	7,060	79,633
歳入	合計	9,496,741	7,096	9,503,837

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 商工費		90,549	7,096	97,645
	1 商工費	90,549	7,096	97,645
歳出	合計	9,496,741	7,096	9,503,837

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度	額
公共施設巡回町民バス運行事業	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	総 額	108,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入  
(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	60,147	36	60,183	1 財政調整基金繰入	36	財政調整基金繰入
計	370,585	36	370,621			

(款) 20 諸収入  
(項) 5 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	72,571	7,060	79,631	4 雑入	7,060	プロモーショングッズ販売代金
計	72,573	7,060	79,633			

2 歳出  
(款) 6 商工費  
(項) 1 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	町債				
3 観光費	52,029	7,096	59,125			36	12 委託料	7,096	プロモーション推進業務委託料
計	90,549	7,096	97,645			36			

### 第 3 号議案

#### 教育長の任命同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和 4 4 年笠松町告示第 1 9 号）第 5 条第 1 項の規定により、次の者を教育長に任命したいから町議会の同意を求め  
る。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

#### 記

氏 名	野 原 弘 康
住 所	岐阜県岐阜市岩崎 2 7 1 番地 7
生 年 月 日	昭和 3 7 年 2 月 1 日

## 第 4 号議案

### 笠松町光未来振興基金条例について

笠松町光未来振興基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

### 笠松町光未来振興基金条例

(設置)

第 1 条 笠松町の光ある未来を担う子どもたちの教育の振興及び教育環境の充実を図るため、笠松町光未来振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、篤志者の指定寄附金を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第 6 条 町長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和 4

8年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条の設置目的の財源にあてる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第 5 号議案

笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環

境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して

最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支

援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな

い。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録等の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第18条の規定による町への通知に係る記録
  - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 6 号議案

笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員等の旅費に関する条例（昭和 37 年笠松町条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員等の旅費に関する条例（昭和 37 年笠松町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

「第 1 章 総則」を削る。

第 2 条第 1 項第 3 号から第 6 号までを次のように改める。

- (3) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (4) 家族 国内旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。）にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同じ事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 項第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下

「旅行業者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)を締結したものをいう。

第2条第1項第7号及び第8号を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第3条第5項及び第6項を次のように改める。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額の範囲内で町長が認めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項及び第5項の規定に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「命令等を」を「命令等の」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「旅行者に提示」を「旅行者に通知して」に改め、同項ただし書中「これを提示」を「旅行命令簿等に当該事項を記載」に改め、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に改め、「旅行に関する」を削り、「旅行者に提示」を「旅行者に通知」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出し中「普通」を削り、同条第1項中「普通」を削り、「、車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第6条の2を削る。

第7条本文中「の旅費」を削り、同条ただし書中「方法によって旅行」を「方法により旅行」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項を削り、同条を第8条とする。

第11条の2を削る。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第12条第1項中「鉄道賃の」を「鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給するものとし、その」に改め、同項第1号中「その」を削り、同項第2号中「外」を「ほか、その乗車に要する」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（外国旅行にあつて笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条各号に掲げる職員（以下「特別職職員」という。）が移動する場合には最上級、笠松町職員の給与に関する条例第3条の適用を受ける職員でその職務の級（以下同じ。）が7級以下の職務にある者については最上級の直近以下の級）の運賃の額とする。

第12条を第9条とする。

第13条第1項中「船賃の」を「船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給するものとし、その」に、「寝台」を「、寝台」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 国内旅行の場合にあつては、運賃の等級が区分された船舶による旅行にあつては下級（特別職職員が移動する場合にあつては中級（運賃の等級を2階級に区分する船舶にあつては上級））の運賃

(2) 外国旅行の場合にあつては、運賃の等級が区分された船舶による旅行にあつては、中級（特別職職員が移動する場合にあつては上級（運賃の等級を2階級に区分する船舶にあつては最上級））の運賃

第13条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」

に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

第13条を第10条とする。

第13条の2中「航空賃の」を「航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給するものとし、その」に改め、同条に次の1項を加える。

2 航空賃は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合にあって、一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上の長時間にわたる航空旅行にあっては、特別職職員及び5級以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃、4級以下の職務にあるものについては、特別職職員について定める運賃の級の直近下位の級の運賃とする。

第13条の2を第11条とする。

第14条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項中「車賃の」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その」に、「1キロメートルにつき37円」を「次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要として町長が認めるものに限る。）の額の合計額」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて有償で貸渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第14条第2項を次のように改める。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により町長の許可を得て自家用車を使用する場合において、車賃は、陸路旅行について路程に応じ1キロメー

ル当たりの定額を支給するものとし、その額は、別表第1の定額とする。

第14条を第12条とする。

第15条の見出し中「日当」を「宿泊手当」に改め、同条第1項中「日当の」を「宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用としその」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 宿泊手当の額は、次条に規定する宿泊費及び第15条に規定する包括宿泊費について次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

第15条を第13条とする。

第16条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第1項中「宿泊料の」を「宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その」に、「別表第1の定額」を「宿泊地区分に応じた別表第2の基準額」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とする。

第17条の見出し中「食卓料」を「包括宿泊費」に改め、同条第1項中「食卓料の」を「包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、その」に、「別表第1の定額による」を「当該移動に係る第9条から第12条までに規定する交通費の費用及び当該宿泊に係る前条に規定する基準額の合計額とする」に改め、同条第2項を削り、同条を第15条とする。

第17条の2を次のように改める。

(転居費)

第17条の2 転居費は、赴任に伴う転居に関する費用（第18条第1項各号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して町の規則で定める方法により算定される額とする。

第17条の2を第16条とする。

第17条の3の見出し中「着後手当」を「着後滞在費」に改め、同条中「着後手当の」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居について定額により支給することが出来るものとし、国内旅行におけるその」に、「日当定額」を「宿泊手当」に、「5日分」を「5夜以内」に、「宿泊料定額の5夜分」を「宿泊費の区分に応じた額の5夜分以

内」に改め、同条を第17条とし、同条に次のただし書を加える。

ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の例による。

第17条の4の見出し中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条第1項中「扶養親族移転料の」を「家族移転費は、赴任に伴う同居する家族を転居について支給するものとし、その」に改め、同項第1号中「扶養親族」を「同居する家族」に、「移転」を「転居」に、「年令」を「年齢」に改め、同号ア中「移転」を「転居」に、「車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「その他の交通費の全額並びに宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費」に改め、同号ウ本文中「移転」を「転居」に、「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費」に改め、同号ただし書中「移転」を「転居」に改め、同項第2号中「第17条の2」を「第16条」に、「扶養親族」を「同居する家族」に改め、同号ただし書中「扶養親族を移転」を「同居する家族を転居」に改め、同項第3号中「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」を「宿泊手当、宿泊費及び着後滞在費」に改め、同条第2項中「移転」を「転居」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族」を「同居する家族」に改め、同条を第18条とする。

第20条を削る。

第18条の見出し中「日額旅費」を「渡航雑費」に改め、同条第1項を次のように改める。

渡航雑費の額は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町の規則で定める費用の額とする。

第18条第2項を削り、同条を第19条とする。

第19条を次のように改める。

（死亡手当）

第19条 死亡手当は、職員の外国旅行における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用として、その額は930,000円とする。

第19条を第20条とする。

第22条第2項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同条第3項を削る。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第23条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に改める。

第24条中「第68条」を「第64条」に改める。

第25条の見出し中「実施規定」を「委任」に改め、同条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「ための手続その他その執行について」を「ために」に改め、同条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条から第12条まで及び第18条に規定する各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第7条、第14条から第19条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第26条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、その後におけるその者に対し支出し、又は支払う規則で定める給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条及び第13条関係）

車賃及び宿泊手当

車賃	1キロメートルにつき 17円
宿泊手当 (1夜につき)	2,400円 ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費支給

	規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例による。
--	-------------------------

別表第2（第14条関係）

宿泊費の基準額

宿泊地の都道府県	基準額
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

※宿泊地の基準額は、各宿泊地区分の上限金額である。

※外国旅行については、国家公務員等の旅費支給規程の例による（国内旅行と同等基準区分に限る。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の笠松町職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の笠松町職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4

条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

4 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年笠松町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「町長」を「特別職職員」に改める。

(笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年笠松町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

費用弁償
行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。
行政職給料表の2級の職務にある者の旅費の例による。ただし、任命権者が特に必要と認め町長の承認を得た者については、行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例によることができる。

」

を

「

費用弁償
行政職給料表の7級以下の職務にある者の旅費の例による。

」

に改める。

(笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「規定は、」の次に「パートタイム」を加え、同項後段を削る。

(笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

7 笠松町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年笠松町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「同条例別表に規定する3級以上」を「行政職給料表の7級以下」に改める。

## 第 7 号議案

### 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

笠松町国民健康保険税条例（昭和 4 2 年笠松町条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

### 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和 4 2 年笠松町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「(以下この条において「介護納付金」という。)」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 2 条第 3 項中「その世帯に属する被保険者」を「その世帯に属する国民健康保険の被保険者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「100分の7.69」を「100分の7.49」に改める。

第5条中「33,100円」を「32,800円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加え、「22,600円」を「22,100円」に改め、同条第2号中「11,300円」を「11,050円」に改め、同条第3号中「16,950円」を「16,575円」に改める。

第6条中「100分の2.85」を「100分の2.8」に改める。

第7条中「12,100円」を「12,200円」に改める。

第7条の2第1号中「8,300円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「4,150円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「6,225円」を「6,150円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の2.31」に改める。

第9条中「11,800円」を「11,900円」に改める。

第9条の2中「6,100円」を「6,000円」に改める。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

第23条第1項第1号ア中「23, 170円」を「22, 960円」に改め、同号イ(ア)中「15, 820円」を「15, 470円」に改め、同号イ(イ)中「7, 910円」を「7, 735円」に改め、同号イ(ウ)中「11, 865円」を「11, 603円」に改め、同号ウ中「8, 470円」を「8, 540円」に改め、同号エ(ア)中「5, 810円」を「5, 740円」に改め、同号エ(イ)中「2, 905円」を「2, 870円」に改め、同号エ(ウ)中「4, 358円」を「4, 305円」に改め、同号オ中「8, 260円」を「8, 330円」に改め、同号カ中「4, 270円」を「4, 200円」に改め、同項第2号ア中「16, 550円」を「16, 400円」に改め、同号イ(ア)中「11, 300円」を「11, 050円」に改め、同号イ(イ)中「5, 650円」を「5, 525円」に改め、同号イ(ウ)中「8, 475円」を「8, 288円」に改め、同号ウ中「6, 050円」を「6, 100円」に改め、同号エ(ア)中「4, 150円」を「4, 100円」に改め、同号エ(イ)中「2, 075円」を「2, 050円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 113円」を「3, 075円」に改め、同号オ中「5, 900円」を「5, 950円」に改め、同号カ中「3, 050円」を「3, 000円」に改め、同項第3号ア中「6, 620円」を「6, 560円」に改め、同号イ(ア)中「4, 520円」を「4, 420円」に改め、同号イ(イ)中「2, 260円」を「2, 210円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 390円」を「3, 315円」に改め、同号ウ中「2, 420円」を「2, 440円」に改め、同号エ(ア)中「1, 660円」を「1, 640円」に改め、同号エ(イ)中「830円」を「820円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 245円」を「1, 230円」に改め、同号オ中「2, 360円」を「2, 380円」に改め、同号カ中「1, 220円」を「1, 200円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 965円」を「4, 920円」に改め、同号イ中「8, 275円」を「8, 200円」に改め、同号ウ中「13, 240円」を「13, 120円」に改め、同号エ中「16, 550円」を「16, 400円」に改め、同項第2号ア中「1, 815円」を「1, 830円」に改め、同号イ中「3, 025円」を「3, 050円」に改め、同号ウ中「4, 840円」を「4, 880円」に改め、同号エ中「6, 050円」を「6, 100円」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第6条、第8条」を「第6条、第8条、第9条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第 8 号議案

笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例について

笠松町水道事業給水条例（平成 17 年笠松町条例第 1 号）及び笠松町下水道条例（平成 3 年笠松町条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町水道事業給水条例及び笠松町下水道条例の一部を改正する条例

笠松町水道事業給水条例（平成 17 年笠松町条例第 1 号）及び笠松町下水道条例（平成 3 年笠松町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

（笠松町水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 笠松町水道事業給水条例（平成 17 年笠松町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が、他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下これらの者を「他の市町村長等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第 8 条第 2 項及び第 34 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

(笠松町下水道条例の一部改正)

第2条 笠松町下水道条例（平成3年笠松町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）又は他の市町村長が同項の指定をした者（以下これらの者を「他の市町村長等」という。）が排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「排水設備工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第24条第2項第4号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 第 9 号議案

笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町水道事業の債権管理に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町水道事業の債権管理に関する条例の一部を改正する条例

笠松町水道事業の債権管理に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業の」を削る。

第 1 条中「笠松町水道事業（以下「水道事業」という。）」を「笠松町（以下「町」という。）」に改め、同条中「水道事業」を「町」に改める。

第 2 条中「水道事業」を「町」に改める。

第 3 条中「水道事業」を「町」に改め、「規則」の次に「(以下「条例等」という。）」を加える。

第 4 条の見出し中「管理者」を「町長」に改め、同条中「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」を「町長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定に基づく地方公営企業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。）」に、「水道事業」を「町」に改める。

第 5 条中「管理者」を「町長」に、「水道事業」を「町」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

町長は、町の債権（消滅時効について、時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該町の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄すること

ができる。

- (1) 当該町の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。ただし、債権者が消滅時効の援用をしない特別の理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について、限定承認による相続があった場合において、その相続財産の価格が強制執行の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 当該町の債権の存在につき、法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- (5) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

第7条中「水道事業」を「町」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の笠松町債権管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に履行期限の翌日が到来する債権について適用し、同日前に履行期限の翌日が到来する債権については、なお従前の例による。

第10号議案

笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（平成7年笠松町条例第3号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

笠松町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（平成7年笠松町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

屋外拡声子局	町長が定めた位置
陸上移動局	町長が定めた位置

」

を

「

屋外拡声子局	町長が定めた位置
再送信子局	町長が定めた位置
陸上移動局	町長が定めた位置

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 第 1 1 号議案

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年笠松町条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年笠松町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に、「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」改め、同条第 3 項中「1 0 0 円」を「4 3 3 円」に、「第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同条同項第 1 号を削り、同条同項第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中補償基礎額表を次のように改める。

階級	勤続年数		
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上
団長及び副団長	1 3, 3 4 0 円	1 4, 1 7 0 円	1 5, 0 0 0 円
分団長及び副分団長	1 1, 6 7 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 3, 3 4 0 円
部長、班長及び団員	1 0, 0 0 0 円	1 0, 8 4 0 円	1 1, 6 7 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の笠松町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた笠松町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 第12号議案

### 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の売買契約の締結について

令和8年3月2日地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づき、仮契約した防災行政無線（同報系）戸別受信機設備の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、同法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年笠松町条例第9号）第3条の規定により町議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

笠松町長 古田 聖 人

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 防災行政無線（同報系）戸別受信機設備   |
| 2 契約の金額  | 金15,672,800円   |
| 3 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号<br>都築電気株式会社名古屋オフィス<br>第七ソリューション営業統括部 統括部長 白石 茂 |

## 第13号議案

### 町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

笠松町長 古田 聖 人

### 記

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
3282	北及78号線	北及	
		北及	
3283	北及79号線	北及	
		北及	
3284	田代80号線	田代	
		田代	

令和7年度笠松町一般会計補正予算書

第14号議案

令和7年度笠松町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度笠松町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,570,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。  
（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月4日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(歳入)	(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
10	地方交付税	税		1,511,000	156,000	1,667,000
	1	地方交付税		1,511,000	156,000	1,667,000
12	分担金及び負担金	金		170,805	△3,058	167,747
	1	負担金		170,805	△3,058	167,747
14	国庫支出金	金		1,742,367	△8,992	1,733,375
	1	国庫負担金		1,125,425	△2,699	1,122,726
	2	国庫補助金		610,782	△6,293	604,489
15	県支出金	金		767,189	△1,131	766,058
	1	県負担金		495,797	3,976	499,773
	2	県補助金		207,984	△5,107	202,877
16	財産収入	収入		6,886	1,911	8,797
	1	財産運用収入		6,884	1,911	8,795
17	寄附金	金		128,813	6,850	135,663
	1	寄附金		128,813	6,850	135,663
18	繰入金	金		393,825	△73,095	320,730
	2	基金繰入金		370,621	△73,095	297,526
20	諸収入	収入		94,284	△6,212	88,072
	5	雑収入		79,633	△6,212	73,421

款	項	補正前の額	補正額	計
21 町	債	341,900	△5,900	336,000
	1 町	341,900	△5,900	336,000
歳入	合計	9,503,837	66,373	9,570,210

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,535,991	△26,925	1,509,066
	1 総務管理費	659,849	△9,565	650,284
	2 企画費	478,936	△3,302	475,634
	3 徴税費	249,410		249,410
	4 戸籍住民基本台帳費	114,240	△14,058	100,182
3 民生費		3,506,600	△11,458	3,495,142
	1 社会福祉費	2,279,303	3,784	2,283,087
	2 児童福祉費	1,227,197	△15,242	1,211,955
4 衛生費		1,213,836	△72,744	1,141,092
	1 保健衛生費	370,132	△17,292	352,840
	2 清掃費	843,704	△55,452	788,252
5 農林水産業費		47,069	△173	46,896
	1 農業費	44,024	△179	43,845
	2 林業費	3,045	6	3,051
6 商工費		97,645	△313	97,332
	1 商工費	97,645	△313	97,332

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土	木 費	690,275	△12,302	677,973
	1 土 木 管 理 費	78,703		78,703
	3 河 川 費	26,076	△8,266	17,810
	4 都 市 計 画 費	298,468	△4,036	294,432
9 教	育 費	1,242,301	△43,503	1,198,798
	1 教 育 総 務 費	300,542	7,694	308,236
	2 小 学 校 費	310,243	△18,540	291,703
	3 中 学 校 費	110,118	△13,130	96,988
	4 社 会 教 育 費	183,514	△2,519	180,995
	5 保 健 体 育 費	337,884	△17,008	320,876
11 諸	支 出 金	127,620	233,791	361,411
	1 基 金 費	127,620	233,791	361,411
	合 計	9,503,837	66,373	9,570,210

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2	4	住民基本台帳事務事業	990
2	4	戸籍事務事業	990
3	2	物価高対応子育て応援手当事業	7,502
7	2	道路新設改良事業	7,590
9	2	学校施設長寿命化事業	7,502
9	2	笠松小学校管理事業	1,769
9	2	笠松中学校管理事業	637

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	前				後			
	補	正	補	正	補	正	補	正
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等 整備事業債	85,200	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	86,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
体育施設整備事業	39,500	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	32,100	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	1,511,000	156,000	1,667,000	1 地方交付税	156,000	
計	1,511,000	156,000	1,667,000			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 教育費負担金	96,293	△3,058	93,235	1 小中学校費負担金	△1,096	情報教育ネットワーク事業保護者負担金
				2 保健体育費負担金	△1,962	学校給食費負担金
計	170,805	△3,058	167,747			

(款) 14 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,067,037	△5,581	1,061,456	1 障害福祉費負担金	3,246	障害者自立支援給付費負担金
				2 児童手当負担金	△11,333	児童手当負担金
				4 保険基盤安定負担金	2,487	保険基盤安定負担金
				6 未就学児均等割保険税負担金	△6	未就学児均等割保険税負担金
				7 産前産後保険税負担金	25	産前産後保険税負担金
				1 教育総務費負担金	2,882	教育給付費負担金
				計	1,125,425	△2,699
3 教育費国庫負担金	57,466	2,882	60,348			
				1 教育総務費負担金	2,882	教育給付費負担金
計	1,125,425	△2,699	1,122,726			

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	431,587	△986	430,601	1 防災対策費補助金	△264	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金
				3 戸籍住民基本台帳費補助金	△722	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 △435
						マイナンバーカード交付事務費補助金 △287
2 民生費国庫補助金	116,388	50	116,438	2 児童福祉費補助金	50	子ども・子育て支援事業補助金
4 土木費国庫補助金	24,433	△5,357	19,076	2 都市計画費補助金	△1,157	木造住宅耐震診断事業費補助金 △179
				3 河川費補助金	△4,200	木造住宅耐震補強工事事業費補助金 △978 社会資本整備総合交付金
計	610,782	△6,293	604,489			

(款) 15 県支出金  
(項) 1 県負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費負担金	460,199	5,426	465,625	2 障害福祉費負担金	1,623	障害者自立支援給付費負担金
				3 児童手当負担金	△776	児童手当負担金
				5 保険基盤安定負担金	4,570	保険基盤安定負担金
				7 未就学児均等割保険税負担金	△3	未就学児均等割保険税負担金
3 土木費負担金	4,725	△2,463	2,262	8 産前産後保険税負担金	12	産前産後保険税負担金
				1 土木管理費負担金	△2,463	地籍調査費負担金
4 教育費負担金	28,733	1,441	30,174	1 教育総務費負担金	1,441	教育給付費負担金
5 県移譲事務交付金	1,900	△428	1,472	1 県移譲事務交付金	△428	県移譲事務交付金
計	495,797	3,976	499,773			

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助金	11,343	△500	10,843	1 総務管理費補助金	△500	防災備品整備事業補助金
2 民生費補助金	176,490	△3,042	173,448	4 児童福祉費補助金	△3,042	低年齢児保育促進事業補助金 子ども・子育て支援事業補助金 第2子以降出産祝金支給事業費補助金
3 衛生費補助金	7,545	△1,218	6,327	2 環境衛生費補助金	△1,218	太陽光発電設備等補助金
4 農業費補助金	5,159	99	5,258	1 農業費補助金	99	農地利用最適化交付金
5 土木費補助金	2,265	△1,412	853	1 都市計画費補助金	△1,412	木造住宅耐震診断事業費補助金 木造住宅耐震補強工事事業費補助金 空家等除却費支援事業費補助金
6 教育費補助金	5,182	966	6,148	1 教育総務費補助金	966	教育給付費補助金
計	207,984	△5,107	202,877			

(款) 16 財産収入  
(項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	4,763	1,911	6,674	1 利子及び配当金	1,911	財政調整基金利子 426 ふるさと振興基金利子 119 福祉振興基金利子 62 社会資本整備基金利子 267 伴健康長寿基金利子 2 かさまっ応援基金利子 476 次期ごみ処理施設整備基金利子 458 火葬場施設等整備基金利子 37 レジ袋有料化還元基金利子 1 子ども・子育て支援基金利子 6 森林環境譲与税基金利子 6 みんなの健康プロジェクト基金利子 2 飼い主のいない猫対策基金利子 5 教育振興基金利子 44
計	6,884	1,911	8,795			

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	2	3,019	3,021	1 社会福祉費寄附金	3,019	社会福祉基金寄附金
5 教育費寄附金	1,200	2,100	3,300	1 小中学校費寄附金	2,000	笠松町光未来振興事業寄附金
				2 社会教育費寄附金	100	歴史未来館寄附金
6 衛生費寄附金		1,731	1,731	1 保健衛生費寄附金	1,731	健康推進普及事業寄附金 1,209 保護猫活動支援事業寄附金 522
計	128,813	6,850	135,663			

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	60,183	△60,183		1 財政調整基金繰入	△60,183	財政調整基金繰入
3 かさまつ応援基金繰入	102,187	△12,000	90,187	1 かさまつ応援基金繰入	△12,000	かさまつ応援基金繰入
4 伴健康長寿基金繰入	500	△390	110	1 伴健康長寿基金繰入	△390	伴健康長寿基金繰入
6 飼い主のいない猫対策基金繰入	2,422	△522	1,900	1 飼い主のいない猫対策基金繰入	△522	飼い主のいない猫対策基金繰入
計	370,621	△73,095	297,526			

(款) 20 諸収入  
(項) 5 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
3 雑入	79,631	△6,212	73,419	4 雑入	△6,212	羽島郡町長会自治振興事業助成金 402 飛騨牛生産基盤強化対策事業補助金 △139 タブレット端末保険金 △5,630 後期高齢者健診委託金 △1,664 標準準拠システム稼働延伸追加経費負担金 819
計	79,633	△6,212	73,421			

(款) 21 町債  
(項) 1 町債 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
3 教育債	124,700	△5,900	118,800	1 教育・福祉施設等整備事業債	△5,900	学校教育施設等整備事業 1,500 体育施設整備事業 △7,400
計	341,900	△5,900	336,000			

## 2 歳出

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
3 財産管理費	44,819	△4,500	40,319			△4,500	12 委託料	△3,500	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料
5 町民バス運 行費	95,092	△4,065	91,027			△4,065	14 工事請負費 17 備品購入費	△1,000 △4,065	町有地等整備工事請負費 機械器具費
6 防災対策費	78,195	△1,000	77,195	△764		△236	17 備品購入費	△1,000	機械器具費
計	659,849	△9,565	650,284	△764		△8,801			

## (款) 2 総務費

## (項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企画総務費	468,966	△1,988	466,978	△136		△2,509	13 使用料及び 貸借料	△2,107	イントラネット機器使用料
2 広報費	8,046	△1,314	6,732			△1,314	24 積立金 10 需用費	119 △1,314	ふるさと振興基金積立金 印刷製本費
計	478,936	△3,302	475,634	△136		△3,823			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
2 賦課徴収費	45,218		45,218			△294	(財源内訳補正)		
計	249,410		249,410			△294			

(款) 2 総務費  
(項) 4 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	114,240	△14,058	100,182	△1,046	△13,012	10 需用費	△3,605	印刷製本費	△258
						11 役務費	△203	通信運搬費 手数料	55
						12 委託料	△7,335	情報センター委託料 住民基本台帳ネットワークシステム委託料	990 △3,414
						13 使用料及び 賃借料	△2,691	戸籍システム改修委託料 人材派遣委託料 住民基本台帳ネットワークシステム機器使 用料	990 △5,901 △2,493
計	114,240	△14,058	100,182	△1,046	△13,012	17 備品購入費	△224	多機能端末機使用料 機械器具費	△198

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 社会福祉総務費	665,268	△4,740	660,528	7,080	3,484	△15,304	22 償還金利子及び割引料	272	返還金
							24 積立金	3,019	社会福祉基金積立金
							27 繰出金	△8,031	国民健康保険特別会計繰出金 3,339 介護保険特別会計繰出金 △11,370
3 老人福祉費	71,732	△2,073	69,659		12	△2,085	18 負担金補助及び交付金	△2,075	健康長寿促進事業交付金 △390 ねんりんピック笠松町実行委員会交付金 △1,685
							24 積立金	2	伴健康長寿基金積立金
4 障害福祉費	854,715	7,103	861,818	4,869		2,234	19 扶助費	6,493	介護給付費
							22 償還金利子及び割引料	610	返還金
5 福祉医療費	257,681	5,942	263,623			5,942	19 扶助費	5,942	福祉医療費給付費
							6 福祉会館費	△784	△784
8 後期高齢者医療費	397,289	△1,664	395,625		△1,619	△45	10 需用費	△784	健診委託料
							12 委託料	△1,664	健診委託料
計	2,279,303	3,784	2,283,087	11,949	1,877	△10,042			

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源 町債	国県支出金	その他	区分	金額				
										一般財源		
1 児童措置費	1,046,320	△15,509	1,030,811		△14,817	15	△707	18 負担金補助 及び交付金	△3,784	低年齢児保育促進事業補助金 第2子以降出産祝金	△1,384 △2,400	
3 子育て支援 推進費	166,488	267	166,755		100	6	161	10 需用費	42	児童手当費		
								17 備品購入費	111	消耗品費		
										111	図書費	4
											機械器具費	107
								18 負担金補助 及び交付金	108		病児・病後児保育事業負担金	
								24 積立金	6		子ども・子育て支援基金積立金	
計	1,227,197	△15,242	1,211,955		△14,717	21	△546					

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源 町債	国県支出金	その他	区分	金額			
										一般財源	
1 保健衛生総 務費	187,802	399	188,201		9		390	22 償還金利子 及び割引料	399	返還金	
2 予防費	97,998	△13,080	84,918				△13,080	12 委託料	△13,080	予防接種委託料	
3 健康増進事 業費	24,731	△3,435	21,296			399	△3,834	12 委託料	△3,435	健康診査委託料	
5 環境衛生費	44,712	△1,176	43,536			42		18 負担金補助 及び交付金	△1,218	太陽光発電設備等設置補助金	
								24 積立金	42	火葬場施設等整備基金積立金	37
6 公害対策費	242		242		39		△39	(財源内訳補正)		飼い主のいない猫対策基金積立金	5
計	370,132	△17,292	352,840		△1,170	441	△16,563				

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 塵芥処理費	768,052	△55,452	712,600			459	18 負担金補助 及び交付金	△55,911	岐阜羽島衛生施設組合負担金
							24 積立金	459	レジ袋有料化還元基金積立金 次期ごみ処理施設整備基金積立金
計	843,704	△55,452	788,252			459			

(款) 5 農林水産業費  
(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 農業委員会 費	3,640	99	3,739				1 報酬	99	委員報酬
3 農業振興費	4,670	△278	4,392			△139	18 負担金補助 及び交付金	△278	飛騨牛生産基盤強化対策事業補助金
計	44,024	△179	43,845			△139			

(款) 5 農林水産業費  
(項) 2 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 林業振興費	3,045	6	3,051			6	24 積立金	6	森林環境譲与税基金積立金
計	3,045	6	3,051			6			

(款) 6 商工費  
(項) 1 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 町 債	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
2 商工業振興費	31,068	339	31,407			339	18 負担金補助及び交付金	339	利子助成事業補助金 工場等設置奨励金
3 観光費	59,125	△652	58,473		440	△1,092	18 負担金補助及び交付金	△652	観光事業補助金
計	97,645	△313	97,332		440	△753			

(款) 7 土木費  
(項) 1 土木管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 町 債	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 土木総務費	78,703		78,703			2,463	(財源内訳補正)		
計	78,703		78,703			2,463			

(款) 7 土木費  
(項) 3 河川費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 町 債	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 河川維持費	26,076	△8,266	17,810			△4,066	12 委託料	△8,266	内水浸水対策検討業務委託料
計	26,076	△8,266	17,810			△4,066			

(款) 7 土木費  
(項) 4 都市計画費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 町 債	財 源 其 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 都市計画総務費	239,104	△4,036	235,068			△1,456	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	△2,477 △3,789	耐震診断委託料 空家等除却費支援事業費補助金 耐震診断助成交付金 耐震改修助成交付金
計	298,468	△4,036	294,432			△1,456			△1,500 △110 △2,179

(款) 9 教育費  
(項) 1 教育総務費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 教育総務費	300,542	7,694	308,236	5,289		2,405			教育給付費等負担金
計	300,542	7,694	308,236	5,289		2,405			

(款) 9 教育費  
(項) 2 小学校費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 学校管理費	291,076	△18,604	272,472			△17,066			修繕料
2 教育振興費	19,167	64	19,231						タブレット端末保険料
計	310,243	△18,540	291,703			64			タブレット端末処分委託料
						△1,538			管理用器具費
									64 教材器具費
						△17,002			

(款) 9 教育費  
(項) 3 中学校費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	区 分	金 額	
1 学校管理費	93,933	△12,233	81,700			△10,545			修繕料
2 教育振興費	16,185	△897	15,288						タブレット端末保険料
計	110,118	△13,130	96,988			△897			タブレット端末処分委託料
									管理用器具費
									868
						△897			△897
						△11,442			競技会等参加補助金

(款) 9 教育費  
(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
2 交流センター費	99,247	△2,519	96,728			△2,519	10 需用費	△545	印刷製本費
4 歴史未来館費	19,221		19,221			△100	14 工事請負費 (財源内訳補正)	△1,974	中央交流センター施設改修等工事請負費
計	183,514	△2,519	180,995		100	△2,619			

(款) 9 教育費  
(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	町債	その他	区分	金額	
1 保健体育総務費	4,685		4,685			49	(財源内訳補正)		
2 体育施設費	84,674	△8,180	76,494	△7,400		△780	14 工事請負費	△8,180	施設解体工事請負費
3 学校給食費	248,525	△8,828	239,697		△1,962	△6,866	1 報酬	△876	会計年度任用職員報酬
							3 職員手当等	△722	期末手当
							4 共済費	△558	勤勉手当
							10 需用費	240	職員共済組合負担金
							12 委託料	△6,912	社会保険料
									修繕料
									調理員派遣委託料
									給食調理等業務委託料
計	337,884	△17,008	320,876	△7,400	△1,913	△7,695			△2,000 △4,912

(款) 11 諸支出金  
(項) 1 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定町債	その他の財源	区分	金額	
1 財政調整基金費	126,558	211,883	338,441			426	24 積立金	211,883	財政調整基金積立金
2 減債基金費	695	19,271	19,966				24 積立金	19,271	減債基金積立金
3 社会資本整備基金費	260	267	527			267	24 積立金	267	社会資本整備基金積立金
4 福祉振興基金費	61	62	123			62	24 積立金	62	福祉振興基金積立金
5 みんなの健活プロジェクト基金費	3	264	267			264	24 積立金	264	みんなの健活プロジェクト基金積立金
6 教育振興基金費	43	44	87			44	24 積立金	44	教育振興基金積立金
7 笠松町光未来振興基金積立金		2,000	2,000			2,000	24 積立金	2,000	笠松町光未来振興基金積立金
計	127,620	233,791	361,411			3,063		230,728	

令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第15号議案

令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,750千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,030,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款					
3 歳支	出金		1,325,697	△2,140	1,323,557
		1 県補助金	1,325,697	△2,140	1,323,557
4 財産	収入		162	578	740
		1 財産運用収入	162	578	740
5 繰入	金		272,919	△70,188	202,731
		1 他会計繰入金	152,919	3,340	156,259
		2 基金繰入金	120,000	△73,528	46,472
歳入		合計	2,102,069	△71,750	2,030,319

(単位：千円)

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		47,717	△1,634	46,083	
	2 徴税費	14,536	△1,634	12,902	
2 保険給付費		1,305,840	△4,500	1,301,340	
	4 出産育児諸費	7,500	△4,500	3,000	
3 国民健康保険事業費納付金		548,759		548,759	
	1 医療給付費分	376,882		376,882	
	2 後期高齢者支援金等分	126,672		126,672	
	3 介護納付金分	45,205		45,205	
4 保健事業費		20,140		20,140	
	2 特定健康診査等事業費	18,649		18,649	
5 基金積立金		162,974	△66,919	96,055	
	1 基金積立金	162,974	△66,919	96,055	
6 諸支出金		16,339	1,303	17,642	
	1 償還金及び還付金	12,975	1,303	14,278	
歳 出	合 計	2,102,069	△71,750	2,030,319	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,320,822	△1,561	1,319,261	1 普通交付金	△1,500	普通交付金
				2 特別交付金	△61	保険者努力支援分 特別調整交付金分 特定健康診査等負担金
2 国庫負担金減額措置対策費補助金	4,875	△579	4,296	1 国庫負担金減額措置対策費補助金	△579	国庫負担金減額措置対策費補助金
計	1,325,697	△2,140	1,323,557			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	162	578	740	1 利子及び配当金	578	国民健康保険基金利子
計	162	578	740			

(款) 5 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	152,919	3,340	156,259	1 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	4,436	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)
				2 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	4,974	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
				3 未就学児均等割保険税 繰入金	△13	未就学児均等割保険税繰入金
				4 職員給与費等繰入金	△1,634	職員給与費等繰入金
				5 産前産後保険税繰入金	49	産前産後保険税繰入金
				6 出産育児一時金等繰入金	△3,000	出産育児一時金等繰入金
				7 財政安定化支援事業繰入金	△61	財政安定化支援事業繰入金
				8 その他一般会計繰入金	△1,411	その他一般会計繰入金
計	152,919	3,340	156,259			

(款) 5 繰入金  
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 国民健康保険基金繰入金	120,000	△73,528	46,472	1 国民健康保険基金繰入金	△73,528	国民健康保険基金繰入金
計	120,000	△73,528	46,472			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 賦課徴収費	14,536	△1,634	12,902			△1,634	12 委託料	△1,634	情報センター委託料
計	14,536	△1,634	12,902			△1,634			

(単位：千円)

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 出産育児一時金	7,500	△4,500	3,000	△1,500		△3,000	18 負担金補助及び交付金	△4,500	出産育児一時金給付費
計	7,500	△4,500	3,000	△1,500		△3,000			

(単位：千円)

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 医療給付費分	376,882		376,882	△579		△4,142	(財源内訳補正)		
計	376,882		376,882	△579		△4,142			

(単位：千円)

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 後期高齢者支援金等分	126,672		126,672			△1,392	(財源内訳補正)		
計	126,672		126,672			△1,392			

(単位：千円)

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 介護納付金分	45,205		45,205			497	(財源内訳補正)		
計	45,205		45,205			497			

(款) 4 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 特定健康診査等事業費	18,649		18,649	△61		61	(財源内訳補正)		
計	18,649		18,649	△61		61			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 国民健康保険基金積立金	162,974	△66,919	96,055			△66,919	24 積立金	△66,919	国民健康保険基金積立金
計	162,974	△66,919	96,055			△66,919			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
2 償還金	11,475	1,303	12,778			1,303	22 償還金利息及び割引料	1,303	返還金
計	12,975	1,303	14,278			1,303			

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第16号議案

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94,068千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,490,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	支				
4	国庫支出金		556,570	△10,580	545,990
	1	国庫負担金	414,379	△13,470	400,909
	2	国庫補助金	142,191	2,890	145,081
5	支払基金交付金		629,507	△27,004	602,503
	1	支払基金交付金	629,507	△27,004	602,503
6	県支出金		338,244	△10,684	327,560
	1	県負担金	326,976	△12,555	314,421
	2	県補助金	11,268	1,871	13,139
7	財産収入		414	453	867
	1	財産運用収入	414	453	867
8	繰入金		456,300	△46,253	410,047
	1	他会計繰入金	371,460	△11,370	360,090
	2	基金繰入金	84,840	△34,883	49,957
	歳入	合計	2,585,013	△94,068	2,490,945

(単位：千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		47,778	508	48,286
	2 徴収費	4,030	508	4,538
2 保険給付費		2,281,994	△90,430	2,191,564
	1 介護サービス諸費	2,107,617	△70,030	2,037,587
	2 介護予防サービス諸費	46,956	△4,700	42,256
	3 介護諸費	2,500		2,500
	4 高額介護サービス諸費	66,886		66,886
3 地域支援事業費	5 特定入所者介護サービス諸費	58,035	△15,700	42,335
		109,530	△4,600	104,930
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	43,381	△4,600	38,781
	2 一般介護予防事業費	7,224		7,224
	3 包括的支援事業及び任意事業費	58,745		58,745
4 基金積立金	4 介護諸費	180		180
		85,040	454	85,494
4 基金積立金	1 基金積立金	85,040	454	85,494
	歳出合計	2,585,013	△94,068	2,490,945

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	414,379	△13,470	400,909	1 現年度分	△13,470	現年度分
計	414,379	△13,470	400,909			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	113,484	940	114,424	1 現年度分	940	現年度分
2 地域支援事業費交付金	24,746	1,950	26,696	1 現年度分	1,950	現年度分
計	142,191	2,890	145,081			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	616,137	△25,384	590,753	1 現年度分	△25,384	現年度分
2 地域支援事業費交付金	13,370	△1,620	11,750	1 現年度分	△1,620	現年度分
計	629,507	△27,004	602,503			

(款) 6 県支出金  
(項) 1 県負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	326,976	△12,555	314,421	1 現年度分	△12,555	現年度分
計	326,976	△12,555	314,421			

(款) 6 県支出金  
(項) 2 県補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金	11,268	1,871	13,139	1 現年度分	1,871	現年度分
計	11,268	1,871	13,139			

(款) 7 財産収入  
(項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	414	453	867	1 利子及び配当金	453	介護保険基金利子
計	414	453	867			

(款) 8 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	371,460	△11,370	360,090	1 介護給付費繰入金	△11,303	介護給付費繰入金
				2 地域支援事業費繰入金	△575	地域支援事業費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	508	職員給与費等繰入金
計	371,460	△11,370	360,090			

(款) 8 繰入金  
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 介護保険基金繰入金	84,840	△34,883	49,957	1 介護保険基金繰入金	△34,883	介護保険基金繰入金
計	84,840	△34,883	49,957			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額	
1 賦課徴収費	4,030	508	4,538				508	印刷製本費	
計	4,030	508	4,538				508		

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額	
1 居宅介護サ ービス費	1,006,572	74,770	1,081,342				22,713	18 負担金補助 及び交付金	介護報酬等
2 施設介護サ ービス費	778,730	△91,000	687,730	△31,330		△24,874	△34,796	18 負担金補助 及び交付金	介護報酬等
3 地域密着型 介護サービ ス費	322,315	△53,800	268,515	△19,075		△14,644	△20,081	18 負担金補助 及び交付金	介護報酬等
計	2,107,617	△70,030	2,037,587	△18,059		△19,807	△32,164		

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額	
1 介護予防サ ービス費	44,827	△3,800	41,027	△1,259		△1,044	△1,497	18 負担金補助 及び交付金	介護報酬等
2 地域密着型 介護予防サ ービス費	2,129	△900	1,229	△332		△244	△324	18 負担金補助 及び交付金	介護報酬等
計	46,956	△4,700	42,256	△1,591		△1,288	△1,821		

(款) 2 保険給付費

(項) 3 介護諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額	
1 審査支払手数料	2,500		2,500	10		△1	(財源内訳補正)		
計	2,500		2,500	10		△1			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額	
1 高額介護サービス費	58,471		58,471	234		△26	(財源内訳補正)		
2 高額医療合算介護サービス費	8,415		8,415	32		△4	(財源内訳補正)		
計	66,886		66,886	266		△30			

(款) 2 保険給付費

(項) 5 特定入所者介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額	
1 特定入所者介護サービス費	57,689	△15,700	41,989	△5,712		△4,258	18 負担金補助及び交付金	△15,700 特定入所者介護サービス費	
2 特定入所者介護予防サービス費	346		346	1			(財源内訳補正)		
計	58,035	△15,700	42,335	△5,711		△4,258		△5,731	

(款) 3 地域支援事業費  
(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	43,381	△4,600	38,781	2,175		△1,650	18 負担金補助及び交付金	△4,600	通所型サービス費負担金
計	43,381	△4,600	38,781	2,175		△1,650			

(款) 3 地域支援事業費  
(項) 2 一般介護予防事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 一般介護予防事業費	7,224		7,224	368		△16	(財源内訳補正)		
計	7,224		7,224	368		△16			

(款) 3 地域支援事業費  
(項) 3 包括的支援事業及び任意事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	町債	その他	区分	金額	
1 包括的支援事業費	53,679		53,679	△834			834 (財源内訳補正)		
2 任意事業費	5,066		5,066	231			△231 (財源内訳補正)		
計	58,745		58,745	△603			603		

(款) 3 地域支援事業費

(項) 4 介護諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 審査支払手数料	180		180		10	46	△56		
計	180		180	10	46	△56			

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 介護保険基金積立金	85,040	454	85,494		453	1	24 積立金	454	介護保険基金積立金
計	85,040	454	85,494		453	1			